

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ●●●● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

## 立証計画案

2019年7月24日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
外

頭書事件について、原告の立証計画案は以下のとおりである。

### 第1 人証

#### 1 原告側 3名

立証趣旨：仙台PSの存在とそのばい煙が近隣住民に与える物理的・精神的影響について（平穏生活権侵害）

#### 2 被告側 1名（被告代表者を予定）

立証趣旨：仙台PSに社会的役割が皆無であること、仙台PS設立前から現在に至るまで、不誠実な対応に終始していること、被告は環境に対する影響を全く配慮せずに仙台PSを稼働させていること等（被告による人為的GHG排出行為は、社会的に許容される受忍限度を超えていること）

### 第2 書証

#### 1 仙台PSを排出源とする大気の拡散について別の大気拡散モデルを用いた報告結果

立証趣旨：本件シミュレーションに用いたカルパフモデルの大気拡散の信用性

### 第3 その他

原告ら第1、第2準備書面記載の被告に対する求釈明に対する回答を受けて、さらに立証を検討する。

以上